

# ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

## □ 不動産登記関係

- 第1 所有権移転登記－1  
所有権移転登記－2  
所有権移転登記－3  
所有権移転登記－4
- 第2 抵当権設定登記－1  
抵当権設定登記－2
- 第3 抵当権抹消登記－1  
抵当権抹消登記－2

## □ 商業・法人登記関係

- 第1 会社設立
- 第2 新株発行
- 第3 役員変更
- 第4 会社合併
- 第5 本店移転
- 第6 解散、清算人選任

## □ 成年後見関係

- 第1 法定後見申立
- 第2 任意後見契約－1  
任意後見契約－2

## □ 裁判書類作成業務

- 第1 債務の整理〔個人民事再生事件の申立書類の作成〕  
債務の整理〔個人破産免責事件の申立書類の作成〕
- 第2 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成
- 第3 第2の訴訟勝訴判決に基づき建物明渡しの強制執行の申立書類の作成

## □ 簡裁訴訟代理等関係業務

- 第1 貸付金100万円の貸金返還請求訴訟の提起
- 第2 貸付金100万円の支払い督促手続きの申立
- 第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟の提起
- 第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟の提起
- 第5 債権者5社の債務者からの任意和解の依頼を受けた
- 第6 過払金返還

# 報酬に関するアンケート

## 《不動産登記関係》

### 第1 所有権移転登記－1

Aさん（贈与する者）がBさん（贈与を受ける者）に対し、一戸建て（土地1筆と建物1棟）を贈与することにした。この土地・建物の評価額は1,000万円であり、所有権移転登記に必要な登記識別情報（または登記済証）の提供を受け、贈与証書（登記原因証明情報）を作成した場合。

[有効回答数：1,124]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,740円	29,826円	42,664円
東北地区	20,800円	31,602円	46,098円
関東地区	22,076円	35,469円	56,441円
中部地区	22,171円	36,494円	68,294円
近畿地区	23,740円	40,799円	71,163円
中国地区	24,040円	37,109円	74,699円
四国地区	22,500円	35,318円	51,013円
九州地区	21,071円	33,606円	53,284円

#### 【コメント】

評価額とは、土地建物の固定資産税評価額のことですので、実勢価格とは異なります。また贈与証書等はその登記の原因を証する情報（登記原因証明情報）として登記所に提出しますので、お持ちでない場合にはその作成も併せて行います。当事者の確認等のために出張する実費等、事案によっては報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第1 所有権移転登記－2

Aさん（買主）はBさん（売主）の所有する1戸建て（土地1筆と建物1棟）を購入することにした。この土地・建物の評価額は1,000万円であり、売買を証する書面（登記原因証明情報）を作成し、所有権移転登記に必要な登記識別情報（または登記済証）の提供を受けた場合。

[有効回答数：1,108]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,693円	35,816円	58,934円
東北地区	22,110円	37,365円	74,489円
関東地区	25,248円	44,729円	75,015円
中部地区	25,748円	44,200円	70,892円
近畿地区	28,469円	55,436円	91,775円
中国地区	25,894円	45,164円	89,804円
四国地区	24,193円	42,355円	62,357円
九州地区	22,355円	40,974円	70,727円

### 【コメント】

評価額とは、土地建物の固定資産税評価額のことですので、実勢価格とは異なります。また売買を証する書面等はその登記の原因を証する情報（登記原因証明情報）として登記所に提出しますので、お持ちでない場合にはその作成も併せて行います。当事者の確認等のために出張する実費や、金融機関等で売買取引の決済（売買代金の受渡しをすることによって売買取引をその場で行うこと）に立会う等の事案によって、報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第1 所有権移転登記－3

前記2の設例において、Bさん（売主）が所有権移転登記に必要な登記識別情報（または登記済証）を紛失していたので、Bさんと面識のある代理人である司法書士が本人確認情報を作成した場合。

[有効回答数：945]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,114円	56,225円	99,268円
東北地区	25,556円	55,386円	110,631円
関東地区	27,145円	66,222円	123,958円
中部地区	30,515円	64,234円	107,336円
近畿地区	33,227円	74,833円	136,257円
中国地区	29,106円	60,851円	115,527円
四国地区	25,083円	62,935円	114,700円
九州地区	25,648円	57,817円	106,353円

### 【コメント】

登記識別情報（または登記済証）が紛失等の理由で提供できない場合には、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いることで、登記申請を行うことができます。この設例では代理人である司法書士がBさんと面識がある場合です。

また当事者の確認等のために出張する実費や、金融機関等で売買取引の決済に立会う等の事案によって、報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第1 所有権移転登記－4

前記2の設例において、Bさんが所有権移転登記に必要な登記識別情報（または登記済証）が紛失していたので、Bさんと面識のない代理人である司法書士が本人確認情報を作成した場合。

[有効回答数：945]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	29,883円	64,058円	105,091円
東北地区	26,294円	61,754円	125,131円
関東地区	31,930円	82,902円	159,844円
中部地区	33,908円	74,574円	122,533円
近畿地区	40,558円	89,244円	161,431円
中国地区	33,369円	69,903円	127,988円
四国地区	28,300円	74,597円	125,440円
九州地区	30,329円	66,993円	129,758円

### 【コメント】

登記識別情報（または登記済証）が紛失等の理由で提供できない場合には、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いることで、登記申請を行うことができます。ただし、Bさん（売主）が遠隔地にお住まいの場合や、本人確認が特に困難な場合には、当事者の確認等のために出張する実費や調査費等、事案によって報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 抵当権設定登記－1

Aさんは、B会社から住宅ローンとして1,000万円を借り入れ、その担保として、Aさんの所有する1戸建て（土地1筆と建物1棟）にB会社が抵当権設定登記をするにあたり、必要な登記識別情報（または登記済証）の提供を受け、抵当権設定契約書等（登記原因証明情報）を作成した場合。

[有効回答数：1,107]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,558円	28,143円	40,226円
東北地区	18,781円	28,752円	42,880円
関東地区	20,835円	31,259円	47,438円
中部地区	22,162円	31,110円	46,064円
近畿地区	22,727円	36,180円	56,181円
中国地区	21,785円	32,209円	50,432円
四国地区	22,786円	32,586円	45,686円
九州地区	23,033円	31,420円	46,810円

### 【コメント】

この設例は、土地1筆、建物1個に1,000万円の抵当権設定登記を行った場合です。抵当権設定契約書等はその登記の原因を証する情報（登記原因証明情報）として登記所に提出しますので、お持ちでない場合にはその作成も併せて行います。一戸建ての場合でも土地が数筆ある場合等、事案によっては報酬が異なる場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 抵当権設定登記－2

前記1の設例において、Aさんが抵当権設定登記に必要な登記識別情報（または登記済証）を紛失していたので、Aさんと面識のある代理人である司法書士が本人確認情報を作成した場合。

[有効回答数：935]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	26,350円	49,754円	80,101円
東北地区	22,562円	46,739円	80,644円
関東地区	25,588円	53,343円	98,999円
中部地区	26,668円	53,108円	93,439円
近畿地区	28,878円	58,467円	101,623円
中国地区	26,300円	49,435円	82,738円
四国地区	26,467円	55,159円	99,317円
九州地区	26,351円	51,135円	84,754円

### 【コメント】

登記申請に必要な登記識別情報（または登記済証）を紛失していたときに代理人である司法書士が本人確認情報を提供することで、登記を円滑に行うことができます。この設例では、代理人である司法書士がAさんと面識がある場合ですが、面識がない場合等は事案によって報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

### 第3 抵当権抹消登記－1

AさんはB会社から住宅ローンの融資を受けて、その担保として、Aさんの所有する1戸建て（土地1筆と建物1棟）にB会社の抵当権設定登記がなされている。今般借入金を完済したので抵当権抹消の登記をしたい。その際、抵当権抹消登記に必要な登記識別情報（または登記済証）の提供を受けたが、弁済証書（登記原因証明情報）がないので司法書士が作成した場合。

[有効回答数：1,122]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	8,011円	12,017円	18,444円
東北地区	7,995円	12,691円	21,638円
関東地区	8,412円	13,847円	26,006円
中部地区	8,873円	13,363円	21,600円
近畿地区	9,034円	14,978円	25,119円
中国地区	8,824円	13,944円	21,643円
四国地区	9,287円	13,554円	20,871円
九州地区	8,230円	13,270円	23,928円

#### 【コメント】

借入金を完済した場合には、債権債務は消滅しますが、土地や建物に設定された抵当権設定登記は、その抹消登記を申請しないと登記記録上は抹消されません。弁済証書等は抹消登記の原因を証する情報（登記原因証明情報）として登記に際して提出しますので、お持ちでない場合にはその作成も併せて行います。

また一戸建ての場合でも土地が数筆ある場合や、当事者の確認等のために出張する場合等、事案によって報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

### 第3 抵当権抹消登記－2

前記1の設例において、B会社が抵当権抹消登記に必要な登記識別情報（または登記済証）を紛失していたので、B会社と継続的に取引のある代理人である司法書士が本人確認情報を作成した場合。

〔有効回答数：881〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	11,087円	28,451円	50,459円
東北地区	9,713円	28,156円	59,469円
関東地区	10,078円	30,110円	67,478円
中部地区	11,396円	28,098円	54,927円
近畿地区	11,931円	30,800円	60,992円
中国地区	10,796円	26,288円	43,777円
四国地区	9,780円	28,708円	61,640円
九州地区	11,194円	27,693円	53,349円

#### 【コメント】

代理人である司法書士が本人確認情報を作成することで、登記申請を行うことができます。この設例では、代理人である司法書士がB会社の融資担当者と面識がありますが、面識がない場合等は事案によって報酬が異なります。また当事者の確認等のために出張する実費等が必要な場合もあります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

# 《 商 業 ・ 法 人 登 記 関 係 》

## 第 1 会社設立

発起人であるAさんとBさんの2名が500万円を出資し、株式会社を設立することにした。定款や議事録、証明書等のすべての書類の作成と設立登記申請をした場合。

[有効回答数：955]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	52,574円	91,986円	158,025円
東北地区	43,813円	103,492円	184,685円
関東地区	44,436円	101,907円	175,562円
中部地区	50,934円	115,621円	220,268円
近畿地区	54,071円	118,123円	209,996円
中国地区	39,938円	113,994円	252,250円
四国地区	57,440円	124,806円	295,600円
九州地区	42,104円	101,051円	204,600円

### 【コメント】

株式会社は、本店所在地において設立登記をすることにより成立します。登記には、定款や出資の履行を証する書面、設立時取締役の選任を証する書面などが必要です。会社法の施行に伴い会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また、司法書士報酬のほか登録免許税や定款の電子認証代理をした場合の費用（公証人の費用を含む）が別途必要です。この設例の登録免許税は15万円です（資本金の額×税率1000分の7 ただし、15万円に満たない場合は15万円）。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

※ 登録免許税とは、登記申請時に国に納付する税金のこと

## 第2 新株発行

A株式会社は、運転資金500万円を調達するため新たに株式を発行することにした。出資者を募ったところ3名がこれを引き受け、資本金等の変更登記手続に必要な株主総会議事録や取締役会議事録、株式申込証等のすべての書類の作成と変更登記申請をした場合。

[有効回答数：774]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,857円	41,933円	73,842円
東北地区	25,000円	42,839円	77,922円
関東地区	24,339円	48,872円	90,682円
中部地区	26,477円	45,291円	79,628円
近畿地区	26,406円	49,444円	84,183円
中国地区	24,000円	50,518円	94,000円
四国地区	27,875円	51,282円	88,750円
九州地区	25,495円	45,983円	92,917円

### 【コメント】

会社法の施行に伴い会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類や内容により司法書士報酬が異なります。また、増加した資本の額に応じた登録免許税も別途納付する必要があります（増加した資本の額×1000分の7 ただし、3万円に満たない場合は3万円）。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

### 第3 役員変更

A株式会社の定時株主総会において、取締役、監査役、代表取締役の役員全員の任期が満了したため、その後任者を同株主総会で選び、その後の取締役会で代表取締役を選んだ場合の役員変更登記手続に必要な議事録等すべての書類の作成と変更登記申請をした場合。

[有効回答数：1,073]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,683円	24,244円	38,867円
東北地区	13,655円	26,041円	43,696円
関東地区	13,225円	25,541円	42,455円
中部地区	15,033円	25,186円	40,590円
近畿地区	16,037円	27,247円	44,531円
中国地区	13,944円	26,010円	41,456円
四国地区	13,333円	28,392円	45,500円
九州地区	13,625円	25,124円	43,008円

#### 【コメント】

会社法の施行に伴い会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類や内容により司法書士報酬が異なります。また、役員変更登記に必要な登録免許税を別途納付する必要があります。その額は、資本金の額が1億円以下の会社の場合は1万円、その他は3万円です。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第4 会社合併

A株式会社とB株式会社（ともに大会社でない）が合併することになった。A株式会社がB株式会社を吸収して存続し、B株式会社が解散することとなった。合併後の資本金は3000万円とし、合併登記手続に必要な合併契約書、議事録等のすべての書類の作成と登記申請をした場合。

※ 大会社とは、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社

[有効回答数：422]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	53,975円	122,082円	232,500円
東北地区	42,253円	101,187円	193,533円
関東地区	34,900円	114,331円	247,364円
中部地区	39,962円	137,418円	350,000円
近畿地区	27,500円	131,943円	311,667円
中国地区	45,333円	127,873円	300,000円
四国地区	24,000円	101,933円	190,000円
九州地区	41,786円	112,732円	261,429円

### 【コメント】

存続会社について行う合併による変更登記と、消滅会社について行う解散登記を同時に申請することになりますが、作成する書面の種類や難易度、内容により司法書士報酬が異なります。登記申請時に納付する登録免許税や官報・日刊新聞への公告、あるいは電子公告をするために必要な費用が別途かかります。この設例の場合は、公告手続き費用が含まれていません。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第5 本店移転

A株式会社は、本店を大阪市から東京都渋谷区へ移転した。本店移転登記手続に必要な議事録等すべての書類の作成と登記申請をした場合。

[有効回答数：855]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	19,421円	37,460円	63,391円
東北地区	18,375円	39,292円	74,654円
関東地区	20,868円	44,606円	76,529円
中部地区	18,333円	40,840円	71,778円
近畿地区	22,326円	46,896円	78,886円
中国地区	17,929円	45,433円	104,914円
四国地区	18,788円	43,949円	77,000円
九州地区	18,393円	40,004円	68,984円

### 【コメント】

本店を他の登記所の管轄区域内に移す場合は、株主総会で定款を変更する必要があります。具体的な移転場所については取締役会で決めることになるので各議事録の作成が必要です。

この設例では、新旧本店所在地におけるそれぞれの登記申請につき3万円ずつ、計6万円の登録免許税の納付が別途必要です。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第6 解散、清算人選任

A株式会社は、諸般の事情により臨時開催した株主総会において解散することを決定した。今後解散に向けた手続をしていくためにそれを行う清算人を選び、解散と清算人登記手続に必要な議事録等のすべての書類作成と登記申請をした場合。

[有効回答数：909]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,865円	40,755円	97,346円
東北地区	21,625円	37,225円	67,125円
関東地区	19,379円	40,942円	79,775円
中部地区	20,025円	40,288円	77,600円
近畿地区	21,146円	41,709円	66,769円
中国地区	17,181円	43,301円	102,438円
四国地区	18,000円	41,189円	76,000円
九州地区	18,197円	40,480円	75,527円

### 【コメント】

代表清算人の選任方法により作成する書類が異なり、司法書士報酬も異なります。別途、登記申請時には登録免許税を納付する必要があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

# 《 成年後見関係 》

## 第1 法定後見申立

親族の者に成年後見人を選任する必要があり、後見開始の申立てを家庭裁判所に行うために、申立てに必要な書類の作成を依頼した場合。

[有効回答数：389]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,210円	61,236円	133,333円
東北地区	23,500円	63,610円	150,000円
関東地区	26,683円	82,518円	185,000円
中部地区	20,000円	77,232円	200,000円
近畿地区	38,850円	88,674円	161,667円
中国地区	21,333円	75,559円	186,667円
四国地区	19,000円	54,526円	110,000円
九州地区	17,043円	68,553円	158,571円

### 【コメント】

この設例は、後見開始の場合ですが、成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の制度があり、本人の判断能力や生活の状況によって、どの制度を利用するかが決まります。

「保佐」の場合は代理権の範囲、「補助」の場合は代理権、同意権の範囲をどのようにするかという問題もあり、後見開始の申立ての場合と報酬が異なることもあります。

また、鑑定費用や裁判所へ納める申立て実費は別途必要となり、財産目録や親族関係図の作成の困難さによって報酬が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 任意後見契約－1

将来の不安を解消するために、司法書士と任意後見契約を締結し、将来的には財産管理などを行ってもらいたいと思い、任意後見契約の受任者（任意後見人）となること及び任意後見契約の作成を依頼した場合。

[有効回答数：159]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	18,000円	29,350円	50,000円
東北地区	10,000円	31,375円	60,000円
関東地区	12,500円	74,256円	187,500円
中部地区	15,000円	46,438円	125,000円
近畿地区	20,000円	68,538円	166,667円
中国地区	18,000円	50,743円	150,000円
四国地区	10,000円	25,833円	45,000円
九州地区	5,333円	48,000円	166,667円

### 【コメント】

この設例の場合は、司法書士を任意後見受任者としていますが、親族や知人を任意後見受任者として任意後見契約をするための任意後見契約書の作成を司法書士に依頼することもできます。「任意後見契約」と同時に「見守契約」や「財産管理（任意代理）契約」「遺言」などを作成することもあります。これらの作成に関する報酬は別途必要となります。

また、任意後見契約は公正証書によって作成する必要がありますから、司法書士の報酬の他に公証人の費用も必要となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 任意後見契約－2

司法書士を任意後見人として後見事務を依頼する場合の日常の業務に対する月額報酬。  
〔有効回答数：144〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	1,000円	28,727円	100,000円
東北地区	5,000円	25,643円	100,000円
関東地区	12,500円	32,778円	77,500円
中部地区	20,000円	24,571円	30,000円
近畿地区	7,500円	33,000円	130,000円
中国地区	12,500円	36,233円	65,000円
四国地区	5,000円	19,167円	30,000円
九州地区	10,000円	26,593円	50,000円

### 【コメント】

この報酬は、任意後見契約締結時からではなく、本人の判断能力が不十分となった段階で申立に基づき家庭裁判所から任意後見監督人が選任されて任意後見人が事務を開始した時点からのものです。任意後見として行う事務（代理権）の範囲や財産の状況によっても、月額報酬は異なります。また、回答の中には、1,000円から数千円の回答もみられますが、これらは任意後見契約と同時に締結した「見守契約」の月額報酬を回答したのではないかと思われます。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

# 《 裁判書類作成業務 》

## 第1 債務の整理

数年前より勤務先の業績が悪化し給料やボーナスが減額され生活が苦しくなったAさんは、生活費の足しに借りたお金の返済のため借りては返すを繰り返し、結局、クレジット会社や消費者金融など10社への借金が返せなくなり司法書士に相談した。

相談を受けた司法書士は、Aさんにとってどの方法（任意整理、特定調停、個人民事再生手続、自己破産・免責手続等）で解決するのがよいのかを検討し、債務の整理を進めていくことになった。

司法書士は、Aさんが借りていた各金融会社へ取引記録の開示を求め、その取引記録を利息制限法の貸し出し利率に基づく利息の再計算を行った結果、以下の方法をとることにした。

### 〔個人民事再生事件の申立書類の作成〕

まだ残っている借金は400万円もあり、この金額を返済するのは難しそうだが、もう少し元金が減額されれば分割で返済していけそうな場合。（住宅ローンはなし）

〔有効回答数：265〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	175,000円	241,190円	300,000円
東北地区	77,500円	198,523円	340,000円
関東地区	88,000円	236,706円	354,000円
中部地区	82,500円	232,861円	362,500円
近畿地区	75,000円	244,390円	362,500円
中国地区	95,000円	241,579円	350,000円
四国地区	75,000円	213,333円	300,000円
九州地区	78,333円	232,505円	391,667円

### 【コメント】

法律で定めている一定の金額について分割して返済を行う計画を立て、この返済計画が裁判所に認められれば、残りの借金（債務）は免除されるという個人民事再生手続では、減額された元金を原則として3年間で返済していくことになります。

この場合の報酬は、裁判所へ提出する書類の作成報酬ということになりますが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 〔個人破産免責事件の申立書類の作成〕

借金が多すぎて、とても返済できる状況ではない場合。（毎月の返済額が毎月の収入額を超える場合）

〔有効回答数：395〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	61,667円	154,382円	255,000円
東北地区	51,250円	138,243円	207,500円
関東地区	75,556円	177,490円	282,667円
中部地区	76,000円	173,511円	260,000円
近畿地区	86,667円	197,559円	276,667円
中国地区	80,000円	173,667円	260,000円
四国地区	65,000円	153,188円	250,000円
九州地区	73,375円	169,444円	273,750円

### 【コメント】

任意整理や個人民事再生の方法のように、将来の収入で返済しようとしても借金の額が多すぎて返済が困難な場合は、裁判所に自己破産を申し立て、同時に免責許可の申し立てをし、免責許可決定を受けた場合には借金が免除されます。

この場合の報酬は、裁判所へ提出する書類の作成報酬ということになりますが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成

AさんはBさんに、1ヵ月10万円の家賃でアパートを貸していたが、10ヵ月も家賃を払ってくれないので建物の明渡しを求め訴訟をしようと考えた。自分で訴訟をしたいが、裁判所へ提出する書類を自分で作るのは難しそうなので、司法書士に書類の作成を依頼した場合。

[有効回答数：246]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,000円	57,361円	133,333円
東北地区	26,750円	66,010円	166,667円
関東地区	25,500円	65,892円	171,667円
中部地区	30,000円	74,243円	200,000円
近畿地区	30,000円	66,833円	156,667円
中国地区	30,000円	62,965円	125,000円
四国地区	30,000円	54,716円	100,000円
九州地区	20,000円	59,746円	140,000円

### 【コメント】

裁判所に訴訟の書類を提出する前に、あらかじめ内容証明郵便でBさんに賃料の支払いと期日までに支払いがない場合には賃貸借契約を解除する旨の通知を出しますが、この費用については、この報酬額に含まれていません。

事案の複雑さや要する労力等により、その報酬金額は異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

### 第3 上記勝訴判決に基づき建物明渡しの強制執行の申立書類の作成

Aさんは建物明渡訴訟に勝訴したので、Bさんにアパートから出て行くよう話したがなかなか出て行こうとしないため、Bさんに出て行ってもらうため裁判所へ強制執行の申し立てをすることにし、司法書士にその書類の作成を依頼した場合。

[有効回答数：210]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	17,450円	43,822円	115,000円
東北地区	20,000円	44,278円	100,000円
関東地区	20,000円	49,538円	100,000円
中部地区	22,500円	53,375円	125,000円
近畿地区	18,333円	48,966円	100,000円
中国地区	10,000円	54,571円	120,000円
四国地区	10,000円	41,665円	100,000円
九州地区	10,900円	44,326円	94,700円

#### 【コメント】

建物明け渡し訴訟に勝訴した場合でも、Bさんが任意に明け渡せばよいが、明け渡さない場合は、別途強制執行の手続をとらなくてはなりません。訴訟手続とは別になりますので、書類の作成にあたり、あらためて司法書士報酬が必要になります。

事案の複雑さや要する労力等により、その報酬金額は異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

# 《 簡 裁 訴 訟 代 理 等 関 係 業 務 》

## 第 1 貸付金 100 万円の貸金返還請求訴訟の提起

AさんはBさんに100万円を貸したが、返済期限が来たので返してほしいと言ったが、返してくれない。そこで司法書士を代理人として依頼し、裁判所に訴訟を提起した結果、勝訴した。判決を受けて知人が全額返済してきた。

原告【着手金】 [有効回答数：214]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	46,316円	87,500円
東北地区	20,000円	49,548円	100,000円
関東地区	24,000円	63,589円	114,000円
中部地区	25,000円	61,905円	110,000円
近畿地区	26,667円	63,824円	116,667円
中国地区	27,500円	59,219円	100,000円
四国地区	10,000円	45,682円	100,000円
九州地区	15,000円	56,517円	138,750円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：187]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	42,000円	108,364円	225,000円
東北地区	20,000円	84,737円	135,000円
関東地区	37,500円	113,590円	200,000円
中部地区	35,000円	101,000円	200,000円
近畿地区	23,333円	60,741円	116,667円
中国地区	35,000円	118,667円	205,000円
四国地区	30,000円	109,000円	200,000円
九州地区	23,000円	91,671円	187,250円

### 【コメント】

裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便でBさんに貸金の返還請求をしますが、この金額は着手金の中に含まれていません。着手金とは、訴訟を提起する前に司法書士に支払う金額です。着手金の他に訴訟に貼付する印紙や切手代が別途必要になります。

成功報酬とは、勝訴し貸付金が回収できた場合に、司法書士に支払う金額です。

報酬額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力によって、金額が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第2 貸付金100万円の支払い督促手続きの申立

AさんはBさんに100万円を貸した。返済期限が来たので返してほしいと言ったが、返してくれない。そこで司法書士を代理人として依頼し、裁判所に支払督促手続きの申立をした結果、支払督促が出たことを受けて知人が全額返済してきた。

※ 支払い督促手続きとは、金銭等の支払いを求める手続きで、裁判所は書面審査のみで債務者の言い分を聞かずに支払い督促を発し、債務者はこれに対して異議を申し立てることができる。債務者が支払督促の送達を受けた後、二週間以内に異議を申し立てないときは、裁判所は仮執行宣言を付して、これによって、執行（強制的に取り立てること）をすることができる制度である。

### 【着手金】 [有効回答数：181]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	36,189円	60,000円
東北地区	20,000円	44,301円	95,000円
関東地区	13,750円	39,769円	67,500円
中部地区	22,070円	54,009円	100,000円
近畿地区	21,667円	47,500円	100,000円
中国地区	20,000円	40,208円	52,500円
四国地区	10,000円	30,222円	50,000円
九州地区	11,250円	42,257円	100,000円

### 【成功報酬額】 [有効回答数：130]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	24,500円	66,358円	175,000円
東北地区	10,000円	56,667円	100,000円
関東地区	26,667円	76,833円	183,333円
中部地区	10,000円	60,000円	100,000円
近畿地区	17,500円	72,944円	160,000円
中国地区	30,000円	55,647円	100,000円
四国地区	30,000円	42,143円	55,000円
九州地区	20,000円	69,352円	183,333円

### 【コメント】

裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便でBさんに貸金の返還請求をしますが、この金額は着手金の中に含まれていません。着手金とは、訴訟の提起する前に司法書士に支払う金額です。着手金の他に訴訟に貼付する印紙や切手代が別途必要になります。

成功報酬とは、支払督促が出て貸付金の回収ができた場合に、司法書士に支払う金額です。報酬額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力によって、金額が異なります。詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

### 第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟の提起

Aさん(売主)はBさん(買主)に絵画を50万円で売ったが、Bさんは代金を払ってくれない。そこで司法書士を代理人として依頼し、裁判所に少額訴訟を提起した結果、勝訴した。判決を受けてBさんが全額返済してきた。

※ 少額訴訟とは、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができ、1回の期日審理で判決をすることを原則とし、判決に対する控訴ができない特別な訴訟手続きである。

#### 【着手金】 [有効回答数：161]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	38,989円	56,910円
東北地区	25,625円	46,050円	95,000円
関東地区	12,500円	45,203円	95,000円
中部地区	23,860円	43,374円	50,000円
近畿地区	10,001円	46,458円	100,000円
中国地区	25,000円	47,222円	100,000円
四国地区	10,000円	35,278円	52,500円
九州地区	8,333円	41,622円	123,333円

#### 【成功報酬額】 [有効回答数：127]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	18,500円	42,706円	100,000円
東北地区	25,000円	50,556円	100,000円
関東地区	23,333円	54,500円	100,000円
中部地区	50,000円	71,250円	100,000円
近畿地区	5,002円	48,750円	100,000円
中国地区	20,000円	66,667円	105,000円
四国地区	20,000円	54,444円	100,000円
九州地区	11,667円	43,304円	123,333円

#### 【コメント】

裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便でBさんに売買代金の支払いを請求しますが、この金額は着手金の中に含まれていません。着手金とは、訴訟を提起する前に司法書士に支払う金額です。着手金の他に訴訟に貼付する印紙や切手代が別途必要になります。

成功報酬とは、勝訴し金額を回収できた場合に、司法書士に支払う金額です。報酬額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力によって、金額が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

#### 第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟の提起

Aさん（建物所有者）はBさん（建物を借りている人）に1ヵ月10万円の賃料で建物を貸していたが、Bさんが何ヶ月も賃料を払ってくれないので、司法書士を代理人として依頼し、裁判所に建物明渡訴訟を提起した結果、勝訴した。判決を受けてBさんは建物を明渡した。

原告【着手金】 [有効回答数：185]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	52,750円	100,000円
東北地区	23,125円	82,617円	350,000円
関東地区	22,500円	80,429円	237,500円
中部地区	10,000円	78,571円	200,000円
近畿地区	21,667円	63,889円	116,667円
中国地区	30,000円	69,091円	200,000円
四国地区	10,000円	37,813円	60,000円
九州地区	15,000円	63,329円	175,000円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：164]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	67,043円	100,000円
東北地区	15,000円	69,643円	150,000円
関東地区	26,250円	86,026円	200,000円
中部地区	25,000円	80,357円	150,000円
近畿地区	20,000円	56,875円	100,000円
中国地区	30,000円	89,500円	200,000円
四国地区	30,000円	65,714円	100,000円
九州地区	30,000円	81,288円	206,667円

#### 【コメント】

裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便で相手方に賃料の支払いと期日までに支払いがない場合には賃貸借契約を解除する旨の通知を出しますが、この金額は着手金の中に含まれていません。着手金とは、訴訟を提起する前に司法書士に支払う金額です。

着手金の他に訴訟に貼付する印紙や切手代が別途必要になります。成功報酬とは、勝訴し建物の明渡しがあった場合に、司法書士に支払う金額です。報酬額は、事案の複雑さ、裁判や明渡に要した労力によって、金額が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第5 債権者5社の債務者からの任意和解の依頼を受けた

Aさんは金融会社等の債権者5社から、それぞれ50万円の借り入れをしていたが、利息、元金等の支払いができなくなり、司法書士に相談した。司法書士はAさんから、その処理方法の委任を受け、各金融会社へ取引記録の開示を求め、その取引記録を利息制限法の貸し出し利率に基づく利息の再計算を行った結果、減少した借入額の元金を分割払いとする和解を成立させた。

### 【着手金】 [有効回答数：333]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,000円	124,750円	283,333円
東北地区	37,500円	107,803円	200,000円
関東地区	17,500円	112,131円	209,375円
中部地区	50,000円	121,346円	196,250円
近畿地区	17,000円	109,726円	235,000円
中国地区	30,000円	104,813円	225,000円
四国地区	35,000円	103,158円	150,000円
九州地区	33,333円	98,875円	190,000円

### 【成功報酬額】 [有効回答数：12]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	—————	—————	—————
東北地区	—————	—————	—————
関東地区	—————	91,667円	—————
中部地区	—————	50,000円	—————
近畿地区	—————	150,000円	—————
中国地区	—————	125,000円	—————
四国地区	—————	—————	—————
九州地区	10,000円	55,000円	105,000円

(注) 司法書士によっては成功報酬を受領しない場合もあり、回答数が少なかったために平均値を算出できなかった地区があります。

### 【コメント】

金融会社等から借り入れをしているときは、利息制限法の貸し出し利率を越える利率で借り入れをしていることが多かったので、司法書士は金融会社にAさんとの過去の取引記録の開示を求め、その取引記録を利息制限法の貸し出し利率に引き直して、過去に余分に支払った金額を元金に充当し、残元金を減少させることができます。その結果、減少した残元金を分割支払いにするという和解を成立させ、残元金を完済させることができます。着手金とは、司法書士が事件を受任したときに、司法書士に支払う金額です。

成功報酬とは、和解が成立した場合に司法書士に支払う金額です。報酬額は、減少した金額、事案の複雑さ、交渉に要した労力によって、金額が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

## 第6 過払金返還

Aさんは金融会社の債権者から、50万円の借り入れをしていたが、利息、元金等の支払いができなくなり、司法書士に依頼した。司法書士はAさんから、その処理方法の委任を受け、金融会社へ取引記録の開示を求め、その取引記録を利息制限法の貸し出し利率に基づく利息の再計算を行った結果、支払いすぎたお金（過払金）70万円の返還を求める和解を成立させ、その返還を受けた。

### 【着手金】 [有効回答数：309]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	29,660円	52,500円
東北地区	10,000円	33,922円	125,000円
関東地区	7,875円	44,166円	169,375円
中部地区	10,000円	44,719円	156,667円
近畿地区	3,751円	41,012円	120,000円
中国地区	17,500円	27,060円	50,000円
四国地区	15,000円	25,474円	46,000円
九州地区	10,000円	35,950円	153,875円

### 【成功報酬額】 [有効回答数：316]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	56,667円	133,052円	192,500円
東北地区	46,667円	124,310円	183,333円
関東地区	55,000円	143,010円	230,156円
中部地区	70,000円	131,071円	206,250円
近畿地区	38,001円	130,487円	212,000円
中国地区	60,000円	114,045円	200,000円
四国地区	25,000円	120,250円	194,750円
九州地区	55,833円	135,254円	200,000円

### 【コメント】

金融会社等から借り入れをしているときは、利息制限法の貸し出し利率を越える利率で借り入れをしていることが多かったため、司法書士は債権者にAさんとの過去の取引記録の開示を求め、その取引記録を利息制限法の貸し出し利率に引き直して、過去に余分に支払った金額を元金に充当します。その結果、支払った金額が元金を超過し、過払金が発生している場合は、その回収をし、Aさんに返還します。着手金とは、司法書士が事件を受任したときに、司法書士に支払う金額です。成功報酬とは、和解が成立した場合に司法書士に支払う金額です。

報酬額は、回収した金額、事案の複雑さ、交渉や回収に要した労力によって、金額が異なります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。